

長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業

特定事業者募集要項

実施期間：令和7年11月22日（土）～令和7年11月24日（月）

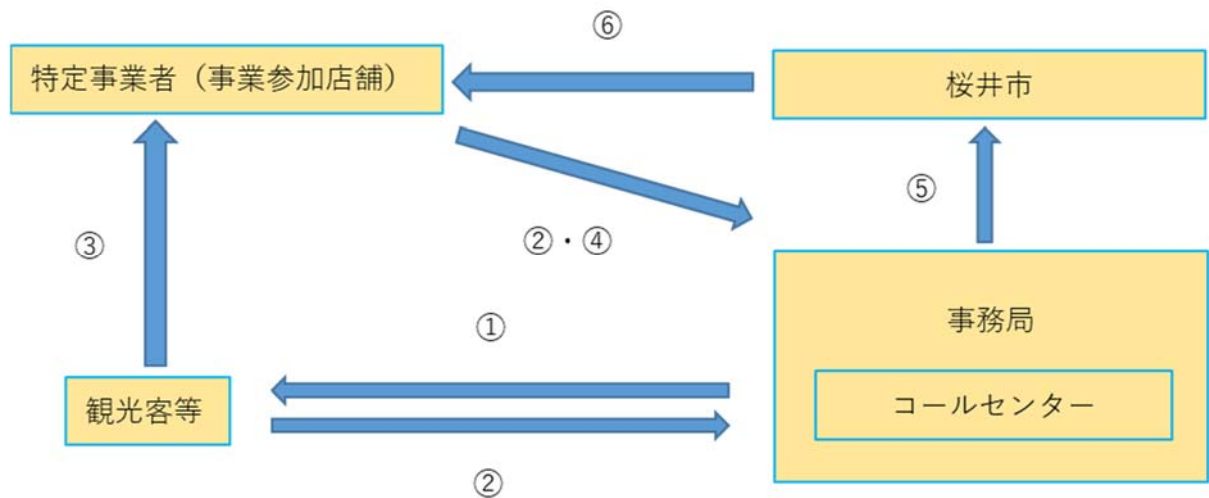
1. 趣旨

この要項は、「長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業実施要綱」第3条に基づき、特定事業者を募集する際の必要な事項を定めるものです。

2. 事業概要

- (1) 事業名称 長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業
- (2) 観光振興券の名称 長谷寺門前町周辺地区参道賑わいクーポン券（以下「クーポン券」という。）
- (3) 発行者 桜井市
- (4) 対象者 主として、長谷寺門前町周辺地区へ来訪される観光客等
※桜井市民の方も対象となります。
- (5) クーポン券の構成 1,000円分（券面額500円券×2枚）
- (6) 配布期間 令和7年11月22日（土）～令和7年11月23日（日）
※令和7年11月23日（日）を待たずに発行数（1,000冊）を配布した場合は、その時点までとなります。
- (7) 使用期間 令和7年11月22日（土）～令和7年11月24日（月）
- (8) 取扱店 クーポン券の使用場所として登録された桜井市大字初瀬地内（以下「対象地区」という。）の特定事業者等

【事業のながれ】



①長谷寺門前町周辺地区において開催する謎解きラリーの参加者に対してクーポン券の配布

②事業に関する問合せ等

③観光客等がクーポン券を特定事業者で利用

④特定事業者が請求期間内に事務局へ請求書及び使用済クーポン券を提出

⑤事務局が桜井市に発券枚数、使用枚数、使用状況などを報告

※特定事業者からの業務報告及びクーポン券利用金額の請求をとりまとめ報告

⑥桜井市が報告をもとにクーポン券利用金額を特定事業者へ支払い

3. クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- ・特定事業者において利用期間内に限り利用可能とします。使用期限を過ぎたクーポン券は、受け取らないでください。
- ・付与後の返品はできません。商品返品の際の返金を行わないでください。
- ・クーポン券は、券面額の合計額以上の特定取引を行う場合にのみ使用できる。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買は行わないでください。
- ・事前に配布するクーポン券の見本を、レジ担当者をはじめクーポン券を取り扱うすべての関係者に周知してください。
- ・本募集要項に則して、クーポン券を適正に取り扱ってください。
- ・「4. クーポン券の利用対象とならないもの」以外で利用できないものを設定しないようにしてください。

4. クーポン券の利用対象とならないもの

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできないこととします。

- ・現金との換金
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象）等の不動産に関わる支払
- ・投資信託、株式、各種保険などの金融商品
- ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・有価証券（商品券、ビール券、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に基づく届け出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関する役務
- ・パチンコホール、麻雀店、公営ギャンブル等への支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他市長が指定するもの

5. 特定事業者の資格

対象地区に事業所、施設、店舗等を有する飲食・小売・交通・サービス事業者とします。

但し、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- (4) 「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (5) その他、本市が取扱店として適当でないと認めた者

6. 特定事業者登録申込方法等

(1) 申込方法

クーポン券を使用した特定取引を行おうとする事業者は、本要項に同意の上、「長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業店舗登録申込書」(第 1 号様式)に必要事項を記入し、添付書類（後述）を添えて、郵送により事務局へと申請してください。

(2) 申込期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

※必ず上記期間内に申込を行ってください。

※登録店舗は申込期間後、市ホームページにてご確認いただけるようにいたします。

※複数店舗を有する事業者は、原則として店舗単位ではなく事業者単位で各店舗分をとりまとめて申込を行ってください。

◆宛 先

〒633-0112 桜井市初瀬758

初瀬観光協会 会長 藤井守 宛（長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業事務局）

◆TEL

0744-47-7186（9時～17時）

◆申請に必要な書類

☐ 長谷寺門前町周辺地区賑わい創出事業店舗登録申込書（第1号様式）

☐ 営業の実態が確認できるもの（店舗の外観写真等）

※原本をご提出いただきますので、必要な方は複写をお取りください。

（3）申請後について

申込のあった店舗については、申請書の内容を審査の上、特定事業者として承認し、特定事業者用の幟、広報用のポスター及びチラシをお渡しします。登録不可である場合はその旨を通知します。

（4）その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

7. 特定事業者の責務等

- ・特定事業者であることが容易に分かるよう、見やすい場所に幟やポスター、チラシ等の掲示をしてください。
- ・通常の注意をもってすれば判別可能な偽造されたクーポン券及び不正に使用されていることが明らかなクーポン券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに事務局に報告してください。
- ・クーポン券使用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して本市はその責を負いません。

8. クーポン券の換金について

（1）換金方法

特定事業者は、「換金請求書（第2号様式）」に記入・代表者印を押印の上、「使用済クーポン券」とともに持参もしくは事務局に簡易書留にて郵送し、換金を請求してください。郵送に掛かる費用は特定事業者負担となります。

換金は、桜井市観光まちづくり課において真贋判定を行い、ご指定の口座へ入金いたします。

（2）換金受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）まで

※この期限を過ぎての換金には一切応じることはできませんので、ご注意ください。

（3）換金スケジュール

換金受付期間終了後に一括で換金手続きを行います。換金請求書（第2号様式）に記載いただいた口座へ令和8年1月20日までにご指定の口座へ入金いたします。

9. 特定事業者の取り消し等

桜井市の条例、規則、要綱及び本要項に違反する行為が認められた場合は、換金を不可とし、特定事業者の登録を取り消します。また、桜井市のホームページ等において、事業者名および店舗名を公表し、クーポン券を使用した取引に係る全額の負担、損害賠償請求ができるものとします。

10. その他留意事項

（1）この募集要項に記載されていない事項は、下記事務局連絡先までお問い合わせください。

（2）特定事業者の情報は、「クーポン券取扱店舗」として、市ホームページにて公表いたします。

【事務局連絡先】

初瀬観光協会

担当 藤井 守

電話 0744-47-7186

FAX 0744-47-8011